

○イランによる投資を禁止する核技術等に関連する業種

一 次に掲げるものの製造業

イ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項（一）から（八）まで、（十）若しくは（十の二）に掲げるもの又は四の項（十五）2に掲げるもの

ロ イに掲げるものの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置又は試験装置

二 前号イ及びロに掲げるものに係る機械修理業

三 核原料物質の鉱業

四 電気業（核燃料物資を用いるものに限る。）